

發表シタルニ従業員ハ斯クテハ生活上脅威ナリト
ラ前記ノ如キ嘆願書ヲ提出シタルニ依ル

六 要求事項及交渉状況

本月十五日組合幹部那須鐵之助外ニ急足船夫代表須
賀留吉外ニ名ハ事業主ヲ訪問シ後記嘆願書ヲ提出シ
即時回答ヲ求メタルニ事業主ハ右嘆願ニ関シ考慮ヲ
要スルヲ以テ十八日夕刻回答ノ旨ヲ為シ會見ニ至ラ
ズンテ引揚ケタリ

七 経過

事業主側

嘆願事項ハ大部分拒絶スル意向ニシテ労働者側ニ於
テ罷業決行等ノ場合ハ断然全員ヲ解雇シ同業者間ヨ

リ備船シ事業支障ナカラシムル方針ヲ樹テ態度強硬
ナリ

労働者側

十八日ノ両者會見ノ結果如何ニ依リ對策ヲ講スル予
定ニテ目下就業シ居リ何等ノ對策ナシ

歎願書

- 一 貸金庫在り也、実行されし
- 二 大船六十円、中船五十円、小船五十円
- 三 仕込期日は毎月一日、十日、二十日、三十日、三回されし
- 四 金庫には金取拾円を臨時仕込トシ貸與されし
- 五 不時此處に際しては在り蒙りたる損失を船主側より負担されし
- 六 不幸不慮の場合當事者ト金取拾円贈与されし、家族の場合金取拾円を貸與されし